

総務文教委員長報告

総務文教委員長 長濱 賢一

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第70号「鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」ほか議案1件であります。

当委員会は、12月7日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

議案第70号「鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」及び議案第71号「鳴門市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の2議案であります。本年の人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改定が行われたことから、本市職員の給与についてもこれに準じて改定を行うなど、所要の改正を行うものであります。2議案は関連する議案であるため一括議題とし、同時に説明を受け審査を行いました。

委員からは、今回の改正で会計年度任用職員の収入が平均でどの程度、増額となるのかとの質疑があり、理事者からは、勤務体系等により異なるため一概に言えないが、例えば、通常の一般事務補助であれば給料表は1級1号から始まり、改定前の給料月額が150,100円であった場合、改定後は、162,100円となり月額12,000円の増額になるなど、処遇改善につながるものと考えているとの説明がありました。

また、委員からは、今回の改正の目的、対象、背景について質疑があり、理事者からは民間との較差を解消するため、人事院勧告等に準じて、給料、期末手当、勤勉手当をそれぞれ引き上げるものであり、職員の処遇改善等への対応も含まれていると考えているとの説明がありました。

また、委員からは、鳴門市職員諸給与条例の一部を改正する条例の第2条において期末手当、勤勉手当の支給割合がそれぞれ減少している理由について質疑があり、理事者からは、第1条では、令和5年度の期末手当及び勤勉手当の増額分を遡及適用し12月支給分において措置するものであるが、第2条は令和6年度の期末手当、勤勉手当について規定しており、年間支給割合は令和5年度と同率であるが、6月、12月支給分の支給割合をそれぞれ均等にするよう、所要の改正を行うものであるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、議案第70号及び議案第71号はいずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。
御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。